

教会・国家関係についての近年の研究動向

モンスマ／ソーパー『多元主義の挑戦』（一九九七年）をめぐって

星野 修

『多元主義の挑戦』（"The Challenge of Pluralism"）は、昨年暮れに出たばかりでまだ書評等も出ておりません。

「現代政治における宗教勢力」という叢書のなかの一冊

で、アメリカの業界では、政治と宗教といいますか教会

と国家関係の研究者が三百人ほど従事しているそうです

ので、このような叢書が成立するのだと思います。ちな

みにこの著者モンスマは、バーベンディーン大学の政治

学のフル・プロフェッサーです。ソーパーはその下のア

シスタント・プロフェッサーとして勤めているようで

す。モンスマの「他の著作としては、このシリーズに

『聖と俗が出会いうとき—非営利組織と公共資金』とい
う本をだしているようです。

一 本書の分析方法と特色

この著書のタイトル『多元主義の挑戦』は、それ自体としてはあまり意味のわからないタイトルですが、著者たちの一番いいたいことは、多元主義の擁護とか称賛です。具体的にはいわゆるマルチ・カルチャリズムの潮流のなかでも、私的領域では文化的多様性を認めるけれども、公的領域では一般的な慣行、その社会の慣行や

ルールに従うというリベラルな多元主義よりも、さらに一層ハードな多元主義です。つまり、マイノリティーたちのアイデンティティを積極的に擁護して、エスニック集団や宗教的少数派団体に対して法的人格を認め、財政的援助を行なつていこうという積極的な多元主義・多文化主義の立場のようです。

著者自身が構造的多元主義という言葉を使つていますが、著書のなかでは一度も定義されていません。多元主義のなかでも非常にセグメンタルな少数集団の集住とかエスニック政党などを認め、法的に保護し援助していくこという強力なマルチ・カルチャーリズムをして、構造的な多元主義あるいはコーポレート・ブルラリズムといつてはいるようです。

著者が従来の教会・国家関係の分類法を使つていますが、その類型を新たに抽出しモデル化したところに本書の貢献があります。具体的には、従来政教分離型に分類されてきたオランダとオーストラリアをアメリカ

型とは異なる多元主義の新しい類型として浮かび上がらせ、それを将来のアメリカにとつてもまた示唆に富む教会・国家関係の類型であることを主張しております。

こうした特異な立場にもかかわらず分析自体は非常に背景について述べております。そのような意味ではきわめてオーソドックスな比較政治学的研究であると思います。その後で信教の自由のイシューについて、それから政教分離のイシューについて、それからアメリカとドイツに関しては煩瑣なまでに判例をたどりつつ分析しております。多元主義型については後ほどもう少し詳しく、オランダ・オーストラリアに即して述べることにします。

二 各国の具体的分析

(一) 米国

最初にことわつておくべきことは、著者にならつて私

も教会・国家という言葉を使つますが、教会とは、別にキリスト教教会だけを指すわけではなく、宗教団体の一般的な呼称であり、キリスト教以外の宗教団体も入っております。

アメリカの場合、原則的には厳格分離ないしは厳格ではないまでも原則的な分離を支持しているわけですが、実践においては厳格分離を緩める。特に国家による「便宜」ないし「支援」を非常に好む。判例上もそのような傾向があることはよく知られていることです。

五カ国の事例を取り上げますが、アメリカ社会における他国との違いを述べますと、宗教的多様性と宗教的活動の盛んさが、いうまでもなくアメリカ社会の特徴です。二億五千万人の人口のなかで、プロテスタント、カトリック、それ以外のエヴァンジェリカルのプロテスターントの宗派が二〇%ぐらいずついて、あと九%の黒人のクリスチヤン、若干のユダヤ人、モルモン教徒、ムスリム、それから信仰を持たないのが約一%ほどいるそうです。それにしてもアメリカ人の四四%は、週に一度以上教会の礼拝に出席したり教会活動に参加しているとの

データがあげられています。これを他の国々と比較しますと、よく知られた事実ですが、その異常な高さがわかると思います。

旧西ドイツの場合ですが、ドイツは週一度以上、教会礼拝に出席するのは一八%ぐらい——ただこれはカトリックの方が高く、プロテスタントの方は一桁台です。イギリスでは大体一〇%台、フランスが一番低くて一〇%ぐらいです。西欧の場合は世俗化が進んでいるのに対し、アメリカはいまなお宗教的なバイタリティーを失っていない社会であり、また八一%のアメリカ人が自分自身を「宗教的人間」と考えているのに対し、西欧諸国はおしなべて五割前後しかそのようには自認していないとの事実が指摘されています。

アメリカの連邦最高裁等の判例においていつも問題になるのが、いわゆる初等教育・中等教育における政府の側からのサポートないしアコモデーションの問題です。原則としては“*No aid to religion*”(宗教には援助しない)が原則です。その判例の流れ動きに関しては本書で詳しく述べられているのですが、ここでは省略します。た

だ、アメリカにおいても宗教団体に対する公的な支援は、初等・中等教育以外の場ではほとんど合憲であるとの判断がなされています。大学に対する支援は宗教活動への支援ではなくて大学教育に対する支援だとされる。つまり「聖と俗の区別」という尺度を用いているようです。

またそれ以外にも、非営利サービス組織、ソーシャルワーク、社会福祉関連事業に対しても、政府の側からきわめて積極的な助成がなされています。具体的には、カトリック・チャリティーズという団体の年間予算の六五%は政府からの援助だそうですし、またユダヤ系団体の家族および子供たちへのサービス組織の七五%とか、ルター主義のソーシャルワークの団体の五五%以上も政府からの援助で成り立っています。一般にアメリカの大半の宗教団体が行なっている社会奉仕組織の予算の四〇%以上が政府から支出されているそうです。これも「聖と俗の区別」という尺度で合憲という判断がなされているのだそうですが、ただし、一般的にはアメリカにおける「信教の自由」は、今までなく政府の制約からの自由

宗教的信念や実践に対して政府が制約を加えるということから自由であるという、いわゆる「消極的な信教の自由」の範疇に属するのだと著者はいつています。

(二) オランダ

オランダは、宗教的自由の伝統があることで知られています。宗教改革期からピューリタン・ユグノーや無神論者たちの避難の場でもありますし、政教分離の原則が比較的早い段階で（フランス革命直後）なされた国です。また他方で、オランダは非常にパーソナルな社会で、安樂死や売春・マリファナなども合法化され、また死刑は一九世紀末すでに廃止されているという特殊な社会です。一千五百万しかいない小さな国家ですが、その中で四百七十万人がカトリック、四百五十万人がプロテスタンントであるのに対し、それ以上の多数派が無宗教の人間だそうです。六百万人の無宗教人がいて、「教会に属さない成人」の多い国で知られています。あと六十万人のムスリムがいるそうです。

他方で、無宗教の人間が多い反面、教会活動に熱心に

参加する者の割合がヨーロッパでもっとも高く、一二三%以上もいます。そうした意味では「分極化した国民」といいますか、熱心な信者と非信者が大体半々（四〇%ずつ）いるそうですが、特殊な国民です。

この社会の政治的な制度に関して少し触れますと、政治学においてはオランダという国は長年注目されること

のない国だったのですけれども、一九八〇年代に入つて急に世界中の政治学者の注目を浴びるようになったのです。なぜかというと、そこには英米の対決型の「多数決型デモクラシー」とは異なる「多極共存型デモクラシー」が行なわれている。すなわち多数を求めて争うのではなく、社会のそれぞれの集団がむしろ合意形成のために妥協や根回しを盛んにすることによって政治統合を成し遂げている。なぜそのようなことをしなければならないかというと、まず宗派的に分裂の度合が高い、また社会主義陣営であるとか社会が四つの柱によつて分断されている、いわゆる柱状化社会であり、カルヴィニストとカトリックと社会主義者とリベラル、この四つがそれぞれまったく独立のサブ・カルチャーを形成している。

近年「脱柱化」が進んで多極共存型デモクラシーはあまり妥当しなくなつたそうです。にもかかわらず、もう一つオランダの政治システムで注目されたのは、北欧・ドイツ・オーストリアと並んでコーポラティズムが制度化されてきた国であることです。すなわち、社会の主要な団体のトップを政策決定の場に参加させることを制度化させている。制度的に社会の主要な団体のボスたちを取り込んで政策決定が行なわれている。つまり立法院以外の場で副次的な政府をインフォーマルな形で作ってきたわけです。

これが注目されたのは七〇年代の低成長期、オイルショック以後に、社民党政権の下で労働の代表と資本の代表が、「資本は首切をしない、労働は賃上げを求めない」

という形で政策決定を行なう。そうすることによって、低成長の不況期を乗り越えるという政策形成のパターンが築かれてきたわけです。現代においては、宗教団体の代表が各種諮問委員会に参加して実質的な政策決定を行なっているという状態で、コーポラテイズムの問題はまだ今日的であることを著者はいつております。このようないくつかの柱・陣営に分かれる社会が、崩壊することなく統合を維持してやつてきた歴史的・政治的事情をもとに、政教分離関係においても非常に特殊なスタイルを確立してきたといえます。

すなわち多くの集団の自立性を認めつつ、それらをすべて排除することなく取り込んで社会を維持する統合の方式です。具体的にはこれから教育と非営利組織への対応をみながら述べたいのですが、あらゆる宗派学校や非営利組織、あらゆる社会集団・宗教団体に対して政府が積極的に助成し援助していく。そこでは、宗教的な自由が単に国家からの自由ではなく、むしろ国家に対する自由として確立されている。具体的には憲法二三條において、私立宗派学校にも公的助成を公立学校と同レベルで

いるそうです。
アメリカ型の政教分離からするときわめて奇異な感じのするオランダの政教分離のシステム、すなわち政府が積極的に公教育に対しても助成していく、しかもそれが政教分離違反となるのは、社会が多元主義的な団体で成り立つており、それは社会の統一と繁栄の基礎であつて、決して統合の脅威とはならないのだとするオランダ流の考え方があるといっています。また、オランダにおいては宗教団体に対して公的助成を行なっているだけではなく、あらゆる団体、すなわち非宗教的ではあるが世界観的な団体にも平等に助成しているというのが特徴なのだそうです。

著者によれば、オランダこそがもつとも徹底した政府の中立性を実現し、またあらゆる団体に対する平等な取り扱いを実現した国家であるといつておられます。そこには無論、オランダという国家の特殊な成立事情が関与しておりますが、歴史的背景をもとに公的支援、公的助成を是とする政教分離のスタイルが確立されてきたのではないかと思います。

行なうということを規定しております。オランダというのは非常に特殊なところで、初等教育の学校は六九%が私立、中等学校は七三%が私立で、カトリック、プロテスタンプのリベラル、オーソドックス（カルヴァニズムの保守派）、リベラルなカルヴァニストのグループなど、ヒンズーあるいはユダヤ系の小学校、ありとあらゆる宗派学校に公的助成を行なっております。

ただし、近年では強力な世俗化の下で、親は宗派によつてではなく料金によつて私立学校を選択しているそうです。そのような強力な公的援助が他方において非常に強い政府の規制を伴つていることもオランダの特徴です。社会福祉関連事業を行なつている宗派の各種組織も多数あるのですけれども、世俗化の波にのつて必ずしも宗派にこだわらない慈善事業・社会福祉事業を行なう団体が政府の側からの強力な公的援助を受けて活動して

(二) オーストラリア

モンスマとソーパーによれば、オーストラリアもまた多元主義型である。つまり、積極的に宗教団体・各種団体に公的支援・公的助成を行なつてている国なのですが、この国の場合には「政治的取り引きによつて生じた」と述べております。理論的につきつめてかくあるべしといふことでこのような制度ができたわけではない。元来アメリカの連邦憲法修正第一条をまねた信教の自由・政教の分離の原則を取り入れた憲法を今世紀初頭に制定したのですが、一九六〇年代頃から徐々にプラグマティックな多元主義型へ移行してきたということです。

政治的な取り引きというのはどうしてかといいますと、オーストラリアは一千七百万人からなる国家ですが、そこに四百六十万人口トリックがあります。宗派的には最大の宗派ですが、他にアンガリカン・チャーチが四百万、他のプロテスタンが二百万、ムスリム十五万、仏教徒十五万、無宗教が一三%ぐらいいるのですが、問題はこのカトリックで、オーストラリアの場合

は、リベラルとレイバーの二大政党が政権をそれぞれ担当してきたのですが、リベラルの方はプロテスタント、レイバーの方は無論労働者ですからあまり宗教的関心がないのが多いわけです。

オーストラリアは労働組合運動が盛んで、今世紀初頭からニュージーランドと並んで進歩的傾向をもつた国です。独立国家としては、世界で最初に男女普通平等選挙権を導入したことでも知られています。リベラルとレイバーとの対立の中で、社会のなかで多数派、二〇数%を占めるカトリックの票をどちらが取るかで政権の座につけるかが決まる。そのため、カトリックの票を得るために、リベラルもレイバーもさまざまに選挙の度に妥協していく。その結果として、オランダ型の教会・国家関係が成立したといっています。

独立前にはオーストラリアはイギリスの流刑植民地だったわけで、当然、公定宗教はアングリカン・チャーチでした。一九世紀前半からアイルランドのローマン・カトリックとそれ以外の罪人がいっぱい入ってくる。彼らはアングリカン・チャーチ、国教会の教会へ行くことを

嫌がったそうで、当時植民地の総督がアングリカン・チャーチだけでなくカトリックとプレスピテリアンの三つを公定宗教としたわけです。具体的には、そこで聖職者に給料を払い、教会の建設や維持の費用を出したということです。ところが今世紀の初めに、自由主義的な分離の原則で、教会・国家関係を規制しはじめた。具体的には、聖職者に給料を払うのをやめたり教会の建物にお金を出すのをやめたりしてほつたらかしにしたのです。イギリスの影響を離れて、アメリカ流の政教分離モデルを取り入れようとしたのかと思います。

ところが一九六〇年代頃から、カトリックの支援を期待して自由党も労働党も政策を変更しはじめて、積極的にカトリックを支持するような方向へと転換していくわけです。オーストラリアでは初等・中等の私立学校の八割以上がカトリックの学校なのですが、それに対して政府の側から積極的に助成していくようになる。ところが、原理・原則で初等・中等の私立学校に対する援助を決めたわけではないので、カトリックだけではなくありとあらゆる宗派やその他すべての私立学校に政府助成を

始めたそうです。また、ムスリムが十五万人ほどいるのですが、こういう組織にも積極的に公的な財政助成を行なっている。非常に無原則な人たちですが、社会のいろいろな集団ないしは宗教集団に政府が積極的に助成することによって統合を行なっている、しかもかなり成功裡に行なっていると著者は判断しています。

このオーストラリアの教会・国家関係においても、國家がむしろ宗教団体に積極的に便宜を図る義務があるという観念が確立していて、ここでも信教の自由は消極的自由だけではなく積極的自由をも意味していると判断しています。

四 イングランド

連合王国という場合は北アイルランドとブリテン島を指すわけですが、ブリテンという場合には北アイルランドを除いた場合、イングランドというのはブリテンのなかでもウェールズとスコットランドを除く部分という意味です。スコットランドではプレスビテリアン（長老派教会）が国教会の地位にある。アングリカン・チャーチ

(Church of England) が国教会であるのはイングランドにおいてだけであって、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドでは国教会ではないわけです。アングリカン・チャーチに対しても国家の側からは何らの財政的援助も行なわれていません。

要するに、君主制のような一つの政治制度としてアングリカン・チャーチが存在しているとしかと言えようがないと思います。聖職者の給料や建物などへの支援もならないほど豊かなのだと思います。イギリス王室もそうですが、不動産をかなり所有して国家予算で面倒をみなくとも十分やっていけるだけの財政的基盤がすでに確立していて、利子収入や各種の投資を行なって収入を得ているのではないかと思います。

イングランド地域には四千八百万人が住んでいますが、アングリカンが圧倒的多数で三七%，カトリックが一一%，メソジストが四%，ムスリムが二%以上、約百万人です。形式的にはここで取り上げている五つの国家の中では唯一のフォーマルな国教会型の国なのです。しかし、著者によれば、この五つの中でも最も世俗的な国でも

あるそうです。教会活動に積極的に参加する信者の割合は、一九九〇年では一一%しかいなくなつた。七〇年ごろにはまだ二二%いたのですが、激減している。また確信的無神論者は四%しかいないのだそうですが、無宗教といつてはいる人が三四%もいるということだそうです。ちなみに国教会の場合、王冠と祭壇の結合、すなわち国教会が国家ないし国家を支える政党を正当化するという役割、宗教的な正統化の機能を受け持つということがドイツなどでも伝統的にあったのですが、イギリスの保守党員の七割がアングリカン・チャーチの規則的な礼拝出席者だそうです。それに対し、イングランド教会の代表的な上位五百人からアンケートをとったところ、イングランド教会の聖職者五百人のうち、保守党に投票しているのは四分の一だそうです。

イギリスにおいても宗派学校は非常にボピュラーな存在で、初等教育では四分の一以上、中等教育では六分の一が宗派学校だそうですが、公的助成を受けている初等・中等教育のうち九五%以上がアングリカンとカトリックで、他のほんの少数のメソジストやユダヤ人学校もある

社会福祉関連のパブリック・サービスをすべて民営化するという政策を打ち出したのです。国家が中央集権的にやると無駄が多い、また選択の自由がないということは、戦後築かれてきた福祉国家の解体にサッチャードが成功したわけですが、社会福祉関連の国家予算の削減は成功しなかつた。むしろ八〇年度を一〇〇%とすると九〇年度には一四〇%までに拡大したそうで、なぜかというと、公的機関が社会福祉事業を行なうのではなく、社会の私的な自発的結社団体にそれを委ねたのです。

イギリスには百二十以上のキリスト教のソーシャル・ワーカーを行なっている組織があるのですけれども、組織の予算の三割からものによつては三分の二にいたるまで、ほとんど政府の助成で社会福祉事業を行なつてゐるそうです。救世軍は年間予算一千万ポンドの三分の一——これが一番多いのですが——を政府からもらつてやつてはいる。またムスリムとシーア教徒の組織も政府の金をもらつて活動しているそうです。

著者は、国教会といふのはイギリスでどのような意味をもつのかについて考へてゐるのですが、宗教がなんら

助成を受けている。もう一つ、初等・中等教育現場でもしろいのは、サッチャードの時代、一九八八年に教育改革法が成立し、公立学校での宗教教育、宗教崇拜というものを行なうとの法律が通過したのです。市民宗教のようなものをサッチャードは考えていて、特にアングリカンが最も激しく反対したにもかかわらず実施され、現在もそのまま実施されていると思います。これに対しては批判も強いのですが、公立学校ではそのようなことをやっています。ただ、国教会制度の下ですから、政教分离の問題がほとんど生じないので割合これが通つてしまふ。(イギリスの場合、内閣提出法案の成立率が九〇%以上です。日本の場合は八〇%程度の内閣提出法案の成立率しかない。もちろん会期の問題があるのですが、日本は常会が一五〇日、イギリスは一年中開いてるので、たいがい一〇〇%政府提出法案が通過してしまうという事情もあるのだと思います。)

次に社会福祉関連事業を行なつてゐる宗教団体の非営利組織に対する助成の問題ですが、サッチャードの時代に

かの社会的役割を果たしていいるという文化的な定を作り出しているとの結論で終わつてゐるのです。ただ、イギリス国教会の代表者二十六人、カントベリーとヨークの大主教、それ以外は高位の二十四人の主教が上院に議席をもつていて、イギリスの宗教会の声をリードする、メガホンの役割を果たしてゐる。道徳問題・生命倫理の問題などにおいてもそのような役割を一応担つてゐるといつています。ただ、イギリスの場合、ムスリムの小学校に対する助成を一切拒否している。なぜかというと、ムスリムあるいはイスラム教というのは、リベラル・デモクラシーとかヨーロッパ文明と相容れない宗教であるとのとらえ方が非常に根強いで強い差別を受けてゐる。教育の分野で「平等な取扱い」が行なわれていない、と書いています。

(四) ドイツ
ドイツの政教分離関係を、インフォーマルにプロテスタントとカトリックを公定宗教としている体制だととらえています。ドイツは、歐州ではロシアの次に人口数の

多い大国として今日あるのですが、八千百万人の中でプロテスタント三八%（九百万人）、カトリック三六%（五百万人）いるのですが、第三の宗教的勢力としてムスリムが二%（五十万人）、それ以外に無宗教が一二%（六百万人）です。ただし、プロテスターのうち教会のアクティブなメンバー、コア・メンバーといえるのは、九%だけだそうです。カトリックとなると十数%になるとは思います。ただ、一九世紀末、百年前にはプロテスターの教会出席率は三%しかなかつたそうです。ですから、むしろ今日は上がつてます。ただし、一九九〇年東西ドイツ統一以後、教会脱退率が毎年一%以上で異常な勢いで減っています。ライプツィヒ大学のノヴァツクは、二十一世紀にはドイツのクリスチヤンは半数をきるであろう、マイノリティーに転落するであろうと予測しています。

ドイツの「非公式な公定体制」の特色としては、公立の宗派学校を認めていて、そこで宗教教育を子供たちに行なつてることです。最も普通のタイプがプロテスタントもカトリックも両方入れるキリスト教公立学校で、

あと公立の单一の宗派の学校としては大半はカトリックなのですが、プロテスターも若干ある、あるいは宗派にまつたく関係ない公立学校もある、また私立の宗派学校もあるわけです。基本法第七条で、親がいかなる宗教教育を子供に受けさせるかを決める権利を有するということを規定しています。しかし、第七条の第一項で、国に教育の監督権があると規定しています。つまり、公的プロテスターとカトリック以外の小さな宗派やユダヤ人、ムスリムにとつてはまったく不利で、それぞれの宗派の宗教教育を受けるには最低六人から八人の生徒が必要で、特別クラスを作るだけの数がないのだそうです。ムスリムの私立学校で政府助成を受けているのは、ベルリンとミュンヘンにそれぞれ一つずつあるそうです。これは普通のドイツのカリキュラムにプラス・イスラム教育を行なつてている。他のムスリムの私立学校は、ドイツのカリキュラムに従う気がないので政府助成を受けていないそうです。

ドイツの最大の特色は、ドイツ社会のソーシャル・

ワークやヘルス・ケアの大半を宗教団体系の組織が行なつていて、七・八割をやつてているのです。身障者雇用、病院、老人ホーム、さまざまなファミリーサービスを団体が提供していて、最大がプロテスターの「奉仕活動」ともう一つがカトリック系の「カリタス」などあります。これは政府の助成の下で、プロテスターの「奉仕活動」は二五・三〇%の資金を政府から援助してもらい、カトリック系の「カリタス」は二五・四〇%が政府からの援助だそうです。具体的な金額としては、一九九五年ですと、カトリック教会が一億一千七百万マルク（百六十億円以上）、プロテスターは一億数千万マルク受け取っています。それ以外にいうまでもなく、公法上の団体として認められていて、教会税の徵収が行なわれていて、カトリックの場合八十三億マルク、両教会が教会税として徵収しているのは、合わせて一兆数千億円、州の税務署が代行徵収をしているわけで、ヨーロッパにおいて最も豊かな教会といわれています。年間予算がおそらくそれぞれ八千・九千億円ぐらいあると思いま

す。

ドイツでは第三勢力のムスリムが、公法上の団体として認められていないので教会税を代行徵収してもらつていいので、これがいつも問題になつていています。政府の側の理由は、ムスリム・コミュニティーは、プロテスターとカトリックと違つて中央集權的なヒエラルキー的な構造をしていない、センターがないということ、もう一つムスリム・コミュニティーといつてもあまりに多様な方向性をもつていて、信者の政治的・イデオロギー的・宗派的なものがさまざままで、統一性がないという理由からだそうです。

三 結論

モンスマとソーパーが各国の多様な制度をみて何をいいたいかということを、最後にみておきます。アメリカにおいては宗教的自由競争の下で政府の援助を行なわず、その結果、宗派間の競争が活発になる。それに対し、ヨーロッパ諸国のように公的助成を行なうと、競争がなくなりやがて宗教の活力が失われていく。ヨーロッ

パは、政府の宗教に対する保護主義的な政策にもかかわらず、世俗化が非常に進んでいる。それに対してアメリカはいまなお、いきいきとした宗教的国民から成り立っている、と一般に考えられている。そのようなとらえ方に對し、著者たちはそうではなく、保護主義といえども特定の宗教だけを保護する場合、国教会型（イギリスやドイツ）の場合には競争力がなくなる。最も豊かな教会であるドイツでも精神的にも宗教的にも宗教プロパーとしても活躍している教会ですが、宗教本来の精神的運動の側面としては衰退している。しかし、パブリック・エイドを行なうとしてもすべての宗教に対して、さらには非宗教的な世界観団体とか世俗的な団体をすべて平等に扱っている場合には、決して衰退することなくそこで自由競争が行なわれてバイタリティーを維持できる。それはアメリカの自由主義的な体制と同様のバイタリティーを保証している、とオーストラリアとオランダの例をもとに主張するのです。

では、自由主義体制が良いのか、それともすべての宗

教に対する助成する保護主義が良いのか、どちらが良いのかとということを結論づける際に、自由主義の場合には宗教団体には助成しないといった場合、例えばアメリカの公立学校では世俗的な価値だけが学校に残る。そこではむしろ、世俗的な価値を支援していくことにならないかということです。ところが、オランダやオーストラリアの場合には、世俗的な価値も宗教的な価値もすべて平等に保護している、すなわち、政府の中立性とか平等な取扱いが徹底されているというわけです。だからアメリカもむしろ、政教分離問題でさまざま揺れ動くような判決を下すのではなく、もっとヨーロッパの多元主義型を取り入れていくべきではないかという主張なのです。

私は、アメリカでは別に宗教を保護する必要はないのではないかと思います。アメリカはすでに十分に宗教的で、しかも宗教とはいまなお活力あるイデオロギー運動という特徴をもっているわけです。それに対してヨーロッパは、完全に世俗化されていて、教会が本来の宗教的機能を担つていないというのは言い過ぎとしても、教会としての役割よりも社会的には社会福祉関連の団体とし

四 日本の現実

この本を読んでの私の感想ですが、ここで取り上げられた国々と日本社会、あるいは日本の国家の政策との違いに屹然としたわけです。宗教というものの意味が、歐米と日本では違っている。日本社会の場合は、その非宗教性、ないしはせいぜい「御都合主義的宗教性」が顯著であり、宗教の持つ社会的な役割というか意義が異なっていましたことを感じました。もう一つは、ヨーロッパにおいても世俗化が進んだとはいえ、宗教団体がメンバー以外に対しても非常に開かれている、というよりもむしろ

社会に対して開かれている。教育の事業において、慈善事業において、積極的に「良きサマリヤ人」を範として生きている。それに対して、日本の諸宗派・諸宗教というものは社会に対してあまり開かれていない。「良きサマリヤ人」として他者を救済することによって自己を救うというか、隣人愛というか、そういうカリタスの要素が少ないのでないか、ということです。国家が積極的に、福祉を行なっていく時代は過ぎ去ったということことは、先進資本主義国の共通の了解事項のようなものですが、では今日誰がこれを行なうのか。高齢化社会が進行する中で、やはり福祉社会を建設していくしか道がないのですが、その担い手が日本ではない。欧米の場合には、政府の助成を受けて宗教団体が盛んにやっていると

（ほしの おさむ／山形大学助教授）